

「(仮称)ウインドパーク天竜風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する
環境大臣意見

本事業は、株式会社シーテックが、静岡県浜松市において、最大で総出力75,000kWの風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及に資することから、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

浜松市は、環境省の「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業(平成28年度及び平成29年度)」により、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価した「浜松市風力発電ゾーニング計画」(平成31年3月浜松市。以下「ゾーニング計画」という。)等を公表している。本事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)は、ゾーニング計画において「Bエリア」(立地には課題があり、地元等との調整が必要であるが、課題をクリアできれば、立地が可能となり得るエリア)として示された「No.11」「No.12」エリアを踏まえて設定されたものであり、引き続きゾーニング計画に則して検討しつつ、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)を適切に設定すること及び環境保全措置を適切に実施することにより、本事業に係る環境の保全について適正な配慮が確保されることが期待される。

本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

ゾーニング計画において「Bエリア」として示されたエリア等については、引き続き浜松市等と協議を積極的に実施した上で、ゾーニング計画に則して検討しつつ、風力発電設備等の配置等を適切に設定すること及び環境保全措置を適切に実施すること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影による生活環境への影響

本事業では、風力発電設備等の配置等の検討に当たり、騒音及び風車の影による生活環境への影響が回避又は十分に低減される離隔距離を確保することとしている。今後の事業計画の検討に当たっては、ゾーニング計画に則して検討しつつ、住居が存在する地域の状況に応じて、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月環境省)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を適切に設定すること及び環境保全措置を適切に実施すること。

(2) 鳥類に対する影響

事業計画の検討に当たっては、ゾーニング計画に則して検討しつつ、浜松市及び専門家等からの助言を踏まえ、希少猛禽類であるイヌワシ、クマタカのほか、サシバ等の渡り鳥の主要な渡り経路に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境等に対する影響

輸送ルートの候補として示された区域及びその周辺には、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく土砂流出防備保安林、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）で自然度が高いとされた植生及び複数の上水道水源等が存在しており、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、今後の輸送ルートを検討するに当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境及び水環境への影響を回避又は極力低減すること。